平成２５年（フ）第１３２４号
名古屋市守山区白沢町301番地　メゾン白沢103号
債務者　向井　秀一
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３２２号
大阪府枚方市高田２丁目20番９号
債務者　平井　治雄
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０６７号
大阪市福島区海老江７丁目11番14号　ドミール海西306号
債務者　金井　禧仁
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１３３号
大阪市平野区加美北８丁目22番11―601号
債務者　松岡　　武
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４５６号
大阪市住吉区苅田７丁目12番28―410号
債務者　諸熊　　武
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４９８号
大阪市都島区都島南通２丁目１番４―907号
債務者　長谷川加奈江
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６６５号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目１番12―510号
債務者　谷川　文孝
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６９１号
大阪府大東市諸福７丁目２番１号　ファミール池上506号
債務者　源　かおる（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７１８号
大阪市平野区加美東３丁目８番４―1104号
債務者　河野　里美
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７２５号
大阪市城東区諏訪４丁目22番20―211号
債務者　三宅　章夫
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８３３号
東京都町田市相原町1204番地１明美荘７号
債務者　加納　貴英
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７８５号
東京都町田市図師町615番地２エミネンス忠生102
債務者　近石　雅史
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３７９号
静岡県浜松市南区中田島町793番地の１
債務者　三浦ナミ子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４０６号
静岡県袋井市田町２丁目３番地の１　エンブル・スクエア袋井503号室
債務者　牧統　和也
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４５５号
静岡県浜松市西区入野町16427番地の15　ハイレジデンス南平台203号
債務者　河野　久恵
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
熊本県水俣市塩浜町７番62号
債務者　西浦美奈子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月２日午後２時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１７７０号
横浜市港北区日吉本町４丁目23番55号　かえでハイツ201号
債務者　寺井　　清
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部